

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

	( ページ )
1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
3 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
4 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	6
5 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	8
6 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正 新旧対照表	12

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に<del>有価証券が上場</del>されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 相互会社(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社をいう。)から株式会社への組織変更を行う場合には、本所が必要と認める書類</u></p> <p>6～12 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年7月1日から施行する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に<del>有価証券が上場</del>されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6～12 (略)</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託販売に係る事務の委託)</p> <p>第3条の5 元引受会員は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受会員以外の証券会社(当該上場前の公募等について第3条の7に規定する本所が必要と認める事項を内容とする契約又は第3条の8に規定する本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結した証券会社及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者と締結した証券会社を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、本所が適当と認める事務を本所に委託することができる。</p>	<p>(委託販売に係る事務の委託)</p> <p>第3条の5 元引受会員は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受会員以外の証券会社(当該上場前の公募等について第3条の7に規定する本所が必要と認める事項を内容とする契約又は第3条の8に規定する本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結した証券会社及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の証券取引所の会員と締結した証券会社を除く。)に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、本所が適当と認める事務を本所に委託することができる。</p>
<p>(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)</p> <p>第3条の8 前条の規定にかかわらず、本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社(次条第1項の規定により本所以外の証券取引所を指定した場合には、当該指定に係る証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非会員証券会社と当該上場前の公募等について本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。</p>	<p>(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等)</p> <p>第3条の8 前条の規定にかかわらず、本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の証券取引所の会員である非会員証券会社(次条第1項の規定により本所以外の証券取引所を指定した場合には、当該指定に係る証券取引所の会員である非会員証券会社に限る。以下この条において同じ。)が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非会員証券会社と当該上場前の公募等について本所が必要と認める書面の元引受会員への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。</p>

付 則

この改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a~l (略)</p> <p>m 固定資産(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。)の譲渡又は取得</p> <p>n~z (略)</p> <p><u>aa</u> 預金保険法(昭和46年法律第34号)第74条第5項の規定による申出</p> <p><u>ab</u> (略)</p> <p><u>ac</u> (略)</p> <p><u>ad</u> (略)</p> <p><u>ae</u> aから前<u>ad</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定す</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a~l (略)</p> <p>m 固定資産(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第23号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。)の譲渡又は取得</p> <p>n~z (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>aa</u> (略)</p> <p><u>ab</u> (略)</p> <p><u>ac</u> (略)</p> <p><u>ad</u> aから前<u>ac</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定す</p>

る機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ~ o （略）

p 預金保険法第74条第5項の規定による申出

q （略）

r a から 前q までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)・(3) （略）

3 ~ 5 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号 a から a e までに掲げる事項

(2) ~ (15) （略）

2・3 （略）

付 則

この改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

る機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a ~ o （略）

（新設）

p （略）

q a から 前p までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)・(3) （略）

3 ~ 5 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号 a から a d までに掲げる事項

(2) ~ (15) （略）

2・3 （略）

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係            (1)～(3) (略)            (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。            a～nの2 (略)  <u>nの3 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類</u>  <u>(a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の召集通知及びその添付書類の写し</u>  <u>(b) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款</u>  <u>(c) 保険業法第86条の2第1項に規定する書類の写し</u>            o (略)            (5) (略)</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係            (1)～(3) (略)            (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。            a～nの2 (略)            (新設)</p>
<p>4. 第3条（新規上場申請手続）第5項関係            (1)・(2) (略)  <u>(3) 第8号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとし、当該a又はbに定めるところに従い本所に提出するものとする。</u>  <u>a 上場申請日の属する事業年度の初日以後</u></p>	<p>4. 第3条（新規上場申請手続）第5項関係            (1)・(2) (略)            (新設)</p>

上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し

開催後遅滞なく

b 相互会社から株式会社への組織変更について内閣総理大臣等の認可を受けたことを証する書面

認可を受けた後遅滞なく

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 定款（新規上場申請者が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。）

b～d （略）

(2) 第12項に規定する「当該書類その他新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～e （略）

eの2 2.(4)nの3の(b)に規定する書類

f （略）

付 則

この改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 定款

b～d （略）

(2) 第12項に規定する「当該書類その他新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～e （略）

（新設）

f （略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>(f) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下この(f)までにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p><u>(g) 前(f)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</u></p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(f)又は(g)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日( (g)の場合にあつては、<u>組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割</u></p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>(f) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下この(f)及び次のbにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上</p>

当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて本所の会員以外の証券会社若しくは外国証券会社(以下「非会員証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非会員証券会社(本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所(以下「指定証券取引所」という。)が本所以外の証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員又は取引参加者である非会員証券会社に限る。)又は外国証券業者(本所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外

場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて本所の会員以外の証券会社若しくは外国証券会社(以下「非会員証券会社」という。)又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいう。以下同じ。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約(本所の会員が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。)を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非会員証券会社(本所と国内の他の証券取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受会員が、同時に上場申請を行った国内の証券取引所のうちいずれか1か所の証券取引所を主たる証券取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る証券取引所(以下「指定証券取引所」という。)が本所以外の証券取引所であるときは、当該証券取引所の会員である非会員証券会社に限る。)又は外国証券業者(本所が指定証券取引所となる場合に元引受契約等を締結する外国証券業者に限

国証券業者に限る。)との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受会員への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非会員証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c ~ e (略)

(3) 設立後経過年数

a (略)

b 第3号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合若しくは持株会社として設立されている場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社の被支配会社(主体会社)又は当該相互会社の設立時から算出することができるものとする。

c (略)

(4) 株主資本(純資産)の額

a ~ e (略)

f 第4号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表(当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表)に基づいて算定される株主資本の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における株主資本の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額を控除

る。)との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受会員への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非会員証券会社又は外国証券業者が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

c ~ e (略)

(3) 設立後経過年数

a (略)

b 第3号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場合又は持株会社として設立されている場合の設立後の経過年数は、合併主体会社又は当該持株会社の被支配会社(主体会社)の設立時から算出することができるものとする。

c (略)

(4) 株主資本(純資産)の額

a ~ e (略)

(新設)

するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(5) 利益の額

a ~ g (略)

h 第5号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

(6) ~ (9) (略)

付 則

この改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

(5) 利益の額

a ~ g (略)

(新設)

(6) ~ (9) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからlまでに掲げる区分に応じ当該aからlまでに定めることとする。</p> <p>a～k（略）</p> <p>l 第1号<u>a b</u>に掲げる事項</p> <p>上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからlまでに掲げる区分に応じ当該aからlまでに定めることとする。</p> <p>a～k（略）</p> <p>l 第1号<u>a a</u>に掲げる事項</p> <p>上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(2)～(4)（略）</p>
<p>2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～l（略）</p> <p>m 第1号<u>q</u>に掲げる事項</p> <p>当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～l（略）</p> <p>m 第1号<u>a a</u>に掲げる事項</p> <p>当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(2)・(3)（略）</p>
<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次の</p>	<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次の</p>

a から o までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から o までに定めるところにより行うものとする。

a ~ e の 5 (略)

f 第 2 条第 1 項第 1 号 a c に掲げる事項  
(社債権者集会の招集に限る。)

社債権者集会招集通知書の写し及び当該  
社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ決議後遅滞なく

g ~ o (略)

(4) ~ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

a から o までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から o までに定めるところにより行うものとする。

a ~ e の 5 (略)

f 第 2 条第 1 項第 1 号 a b に掲げる事項  
(社債権者集会の招集に限る。)

社債権者集会招集通知書の写し及び当該  
社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ決議後遅滞なく

g ~ o (略)

(4) ~ (7) (略)